



欧州ビジネス協会  
在日欧州（連合）商工会議所

# 物流・貨物輸送

主要な問題および提案

CUSTOMER

# 通関手続



# 通関手続

## 年次現状報告：進展なし

- ❑ 現在、輸入貨物の課税最低限度額は1万円である。
- ❑ 他の主要先進国と比べると、この最低限度額はやや低い。
- ❑ EUでは最低限度額は150ユーロとなっている。
- ❑ 最低限度額を引き上げることで、税関と通関業者にかかる負担が軽減するとともに、輸入者は関税支払額減少の恩恵を受けることになる。
- ❑ 申告手続も改善すべきである。現在、申告は、所管の税関署管内に所在する事務所で行うこととされている。
- ❑ しかし、申告を所管の税関管区とは無関係の場所で行うことができるなら、フレキシビリティが向上し、通関業者にとって業務効率の改善につながる。

# 通関手続

## 提案

- ❑ 日本政府は、輸入貨物の課税最低限度額を2万円に引き上げるべきである。
- ❑ 日本政府は、所管の税関管区とは無関係に、申告場所を自由に選べるようにすべきである。
- ❑ EBCは、検疫貨物をチェックできる場所に関するフレキシビリティ増大を要望する。特殊保税倉庫でのチェック実施を促進すべきである。



# 日本郵便のEMSとの 公平な競争条件



# 日本郵便のEMSとの公平な競争条件

## 年次現状報告：進展なし

- ❑ 現在、EMS小包は、価額が20万円を超える物品に関してのみ申告納税の対象となるが、これは民間業者に適用される水準を大きく上回っている。
- ❑ また、警察庁はEMSも駐車規制対象になることを明言したが、EMS集配車には事実上駐車規制が適用されていない。
- ❑ 更に、検疫関連の物品が入ったEMS貨物は空港の検疫所ではチェックされない。
- ❑ 民間業者の到着貨物は空港内で厳重なチェックが実施されるのとは著しい違いがある。



# 日本郵便のEMSとの公平な競争条件

## 提案

- 政府は、(1) EMSと民間エクスプレスの両方への同じ申告納税適用限度の適用、(2) すべての事業者への平等な駐車規制適用、(3) 日本郵便についての透明性ある会計手続の実施によって、公平な競争条件を確保すべきである。
- 政府は、EMS検疫貨物が国際空港施設外へ移動できるのに対し、民間エクスプレスサービスの検疫貨物がそうできないという状況を是正すべきである。





# 懇談会の設置



# 懇談会の設置

## 年次現状報告：新たな問題

- ❑ 通関手続は国際物流に従事する企業にとってきわめて重要な手続であるため、税関当局との良好かつ緊密な関係や、新しい関税関係の政策の明確な理解が不可欠である。
- ❑ したがってEBCは、相互のニーズと希望についてのよりよい理解を促進するため、財務相と税関が外国企業と共同で懇談会を設けるべきであると確信する。
- ❑ 懇談会は、税関が草案や税関当局内部からの新しいアイデアを提出する目的や、外国企業が政府に意見を提供する目的で利用できよう。
- ❑ 実際、EUには、そうした懇談会が大きな成功を収めてきた例がいくつもある。

# 懇談会の設置

## 提案

財務相は、輸出入にとってのよりよい環境を促進するため、外国企業を含む懇談会を設けるべきである。



# 外国人等による営業の禁止



# 外国人等による営業の禁止

## 年次現状報告：進展なし

- ❑ 貨物利用運送事業法は、外国人等が国内航空貨物利用運送事業に直接従事することを禁じている。
- ❑ 2008年7月より、外国の貨物利用運送事業者は、日本の貨物利用運送事業者を通して航空貨物輸送サービスを利用することを認められている。
- ❑ これは歓迎すべき一歩だが、同法には、外国の貨物利用運送事業者が航空貨物輸送サービスを直接利用することを禁止する差別的法規が依然存在している。

## 提案

貨物利用運送事業法を改正し、「外国人等」の定義を完全に削除することによって、国内外いずれの貨物利用運送事業者にも平等な条件を設けるべきである。

